

F X 取引業者及びファンド業者に対する行政処分の状況

	F X 取引業者	ファンド業者
平成 2 1 年度	4 社、11 件	11 社、20 件
平成 2 2 年度	2 社、5 件	8 社、16 件
平成 2 3 年度（4 月～1 0 月）	3 社、5 件	3 社、8 件

○平成 2 3 年 4 月以降

（F X 取引業者）

処分日	業者名	処分原因	処分内容
H23. 10. 14	スター為替証券(株)	○電子情報処理組織の管理が十分でない認められる状況（法第 40 条第 2 号、業府令第 123 条 1 項 14 号）	・業務改善命令
H23. 10. 21	(株)ビルウェル証券	○純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況（法第 29 条の 4 第 1 項 5 号ロ） ○虚偽報告（法第 46 条の 6 第 1 項、法第 52 条 1 項 6 号）	・登録取消し ・業務改善命令
H23. 10. 31	MF Global FXA 証券(株)	○資産流出のおそれ（法第 56 条の 3）	・資産の国内保有命令 ・業務改善命令

（ファンド業者）

処分日	業者名	処分原因	処分内容
H23. 4. 7	(株)エマージングアセットマネジメント	○特別の利益の提供を約する行為（法第 38 条 7 号、業府令 117 条 1 項 3 号） ○分別管理が確保されていない状況でファンドの私募等を行う行為（法第 40 条の 3）	・業務停止（3 か月） ・業務改善命令
H23. 4. 19	(株)ウェスコ・ジャパン	○特別の利益の提供を約する行為（法第 38 条 7 号、業府令 117 条 1 項 3 号）	・業務停止（3 か月） ・業務改善命令
H23. 4. 28	(株)エマージングアセットマネジメント	○業務停止命令期間中の営業行為（法第 52 条 1 項 6 号）	・登録取消し ・業務改善命令
H23. 6. 28	フューチャーストック(株)	○集団投資スキーム持分の私募及び運用に係る無登録営業（法第 29 条）	・業務停止命令（3 か月） ・業務改善命令